第三十九条の十五第一項第一号及び第八項中「第七号」を「第五号」に改める。

第三十九条の十九第十五項中「第六十六条の八第二項前段又は第九項前段」を「第六十六条の八第二項又は第九項」に改める。

第三十九条の二十の八第十一項中「第六十六条の九の四第二項前段又は第八項前段」を「第六十六条の九の四第二項又は第八項」に改める。

第三十九条の二十一中「、鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し、又は採取する権利を含む。）」を削る。

第三十九条の二十二の次に次の一条を加える。

（特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例）

第三十九条の二十二の二　法第六十六条の十一の二第一項に規定する政令で定める場合は、同項に規定する業績連動給与の同項に規定する算定方法の基礎となる同項に規定する運用財産に係る金融商品取引法第四十二条第一項に規定する権利者について、次に掲げる要件のいずれかを満たしている場合とする。

一　当該業績連動給与に係る法第六十六条の十一の二第一項に規定する手続の終了の日までに、当該運用財産に係る金融商品取引法第四十二条の三第一項第一号若しくは第二号に掲げる契約又は同項第三号に規定する契約に係る契約書（これに添付する書類を含む。）に当該業績連動給与を支給する旨及び当該算定方法が記載されていること。

二　当該業績連動給与に係る法第六十六条の十一の二第一項に規定する手続の終了の日又は当該業績連動給与を支給する事業年度開始の日の前日のうちいずれか早い日までに当該運用財産に係る金融商品取引法第四十二条第一項第三号に定める者が組合員となっている投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の組合員集会（当該投資事業有限責任組合の運営及び組合財産の運用の状況その他の事項について報告が行われ、並びに当該事項について当該投資事業有限責任組合の組合員が意見を述べることができる当該投資事業有限責任組合の組合員から構成される合議体をいう。）その他これに類するものにおいて当該業績連動給与を支給する旨及び当該算定方法について報告が行われ、かつ、その議事録に当該支給する旨又は当該算定方法について当該投資事業有限責任組合の組合員その他これに類するものから異議があった旨の記載又は記録がないこと。

2　法第六十六条の十一の二第一項に規定する政令で定める規定は、銀行法第二十一条第一項及び第二項の規定並びに金融商品取引法施行令第十八条の四各号に掲げる規定とする。

第三十九条の二十三第一項中「第六十六条の十一の二第一項」を「第六十六条の十一の二第三項」に改める。

第三十九条の二十三の次に次の一条を加える。

（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）

第三十九条の二十三の二　法第六十六条の十一の四第三項第二号に規定する政令で定める金額は、法人税法施行令第百五十五条の二十一第二項の規定により同項に規定する連結欠損金個別帰属発生額に加算された金額（同項第二号に定める金額に限る。）とする。

2　法第六十六条の十一の四第三項第三号に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一　認定事業適応法人（法第六十六条の十一の四第一項に規定する認定事業適応法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）の同条第一項に規定する適用事業年度開始の日前に開始した連結事業年度で法第六十八条の九十六の二第一項の規定の適用を受けた各連結事業年度のうち最も新しい連結事業年度における各特例事業年度（同項第一号に規定する特例事業年度をいい、当該特例事業年度において生じた連結欠損金額のうちに超過控除対象額（同条第二項に規定する超過控除対象額をいう。以下この号において同じ。）又は個別超過控除対象額（同条第二項に規定する個別超過控除対象額をいう。以下この号において同じ。）がある場合における当該特例事業年度に限る。以下この号において同じ。）のうち最も新しい特例事業年度において生じた連結欠損金額に係る超過控除対象額（以下この号及び次号において「最終超過控除対象額」という。）の計算の基礎となった同条第二項第二号ロ、ニ及びホに掲げる金額の合計額（最終超過控除対象額がない場合には、当該連結欠損金額に係る当該認定事業適応法人の個別超過控除対象額並びにその計算の基礎となった同号ロ及びニに掲げる金額の合計額）

二　イに掲げる金額にロに掲げる金額がハに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　最終超過控除対象額

ロ　最終超過控除対象額の計算の基礎となった前号の認定事業適応法人の法第六十八条の九十六の二第二項第二号に規定する控除した金額

ハ　最終超過控除対象額の計算の基礎となった法第六十八条の九十六の二第二項第二号に掲げる金額

3　認定事業適応法人の各特例事業年度（法第六十六条の十一の四第一項第一号に規定する特例事業年度をいう。）において生じた欠損金額（法人税法第五十七条第二項又は第六項の規定により当該特例事業年度において生じた欠損金額とみなされたものを含む。）の一部が特例対象欠損金額（法第六十六条の十一の四第二項第一号に規定する欠損金額をいう。以下この項において同じ。）である場合には、当該各特例事業年度において生じた欠損金額のうち次に掲げる金額は、まず特例対象欠損金額から成るものとする。

一　法第六十六条の十一の四第二項第一号イに規定する損金の額に算入された金額

二　法第六十六条の十一の四第二項第一号ロに掲げる金額

三　法人税法第五十七条第四項又は第五項の規定によりないものとされた金額

第三十九条の二十四の二第一項中「第四十八条第二号」を「第四十六条第二号」に改め、同項第三号中「第二条第二十項」を「第二条第二十五項」に改める。

第三十九条の三十二の三第一項第二号中「第十三項」を「第十四項」に改め、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　投資法人が資産の貸付けをした場合において、当該資産の売却を行ったものとして当該売却の対価の額に係る金銭債権を第十項の貸借対照表に計上しているときは、当該貸借対照表に計上されている当該金銭債権の帳簿価額は当該資産の帳簿価額とみなして、同項（前項において適用する場合を含む。）の規定を適用する。

第三十九条の三十三第四項中「同条第七項」を「同条第九項」に、「同項に規定する変更申告書」を「同項各号に定める申告書」に改める。

第三十九条の三十五の三第四項中「第七項」の下に「及び第八項」を加え、同条第六項中「次項第一号」を「第八項第一号」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　特定投資信託に係る受託法人が資産の貸付けをした場合において、当該資産の売却を行ったものとして当該売却の対価の額に係る金銭債権を前項の貸借対照表に計上しているときは、当該貸借対照表に計上されている当該金銭債権の帳簿価額は当該資産の帳簿価額とみなして、同項の規定を適用する。

第三十九条の三十五の四第二項中「第二十七条の四第十三項」を「第二十七条の四第二十二項」に改める。

第三十九条の三十六に次の一号を加える。

十一　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第五十条第五項又は第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条の規定

第三十九条の三十七第一項中「及び同法第百十六条」を「、同法第百十六条」に、「とする」を「及び同法第百六十四条に規定する敷地分割組合とする」に改める。